所得税から住宅ローン控除額を 引ききれなかった人は申告が必要です

(申告期限:平成20年3月17日までに、平成20年1月1日現在お住まいの市区町村へ)

平成 19 年分の所得税から控除しきれなかった分は 平成 20 年度の住民税(町・県民税所得割)から控除されます

税源移譲により所得税が減額となり、控除できる住宅ローン控除額が減る場合があります。 平成18年末までに入居し、所得税の住宅ローン控除を受けている方で、所得税から控除しきれなかっ 額がある場合は、翌年度の住民税(所得割)から控除できますので、忘れずに申告してください。

どういう場合に住民税の住宅 ーン控除の対象になるの?

給与所得者については、平成19年分の給与所得の 源泉徴収票摘要欄に「住宅借入金等特別控除可能 額」が記載され、この金額が源泉徴収票の「住宅借 入金等特別控除の額」より大きい場合に、住民税の 住宅ローン控除の対象になります。

住民税の住宅ローン控除の申 告書の提出方法は?



所得税の確定申告をしない人 源泉徴収票を添付して市町村へ提出 所得税の確定申告をする人 所得税の確定申告書とともに税務署へ提出 申告書の用紙は役場住民課・役場黒坂支所にあります。

今回だけ申告書を提出すれば いいの?



平成 20 年以降、住民税の住宅ローン控除の適用を 受けるためには、毎年申告が必要となりますので ご注意ください。

予防

0)

け

るも

平成 19 年以降に入居した場合は、新しい住宅ローン控除制度の特例が設けられましたので、直接税務署にお問合せください。

による診察)

· 血

|圧・理学的

所見 (新

(医

В

M I

II・腹間で

囲票

がたに追

身

長

問合せ 役場住民課 担当 音田守(電話 72 0333)

受診することになります。

歳以

上

健診

内

準的

受診券、

られないことがあります)(険証が無い場合、健診が受け 健診に必要な物 保険証(受診券と保

話問

72 合 せ 0 役場 3 4 健康 福 祉 課

電電

12:00

尿・腎機能 肝 示及び判断により行います)詳細な健診項目 (医師の指 で治 血 血 温圧、高に 検査、 高脂 心電 人は 血 蔥 症 糖尿 眼 底 検

スクに合わ

せて

る必要はありませ 相談ください。 健診を受け 病

指導を行うものです。 の生活習慣の改善に向けての 具体的には、 運動・食事など

4歳の人を対象に、特定保健指導は、 特定保健指

玉コレステロー

液·尿検査

- ル検査が新た...脂質検査(悪

加)、肝機能検査、糖代謝

74歳の人を の判定、肥 がは果から で考慮し、 でがます。 からメタボリッ 肥 (内臓脂肪 満度、 喫煙歴など 症候 特定 クシン 歳 群) 健診 から

健康の加え 康保険が作成します (診券は各医 入者は、 す。 (例 :: 市町村の同 **公療保険** 健康保保

リックシンドロ 原保険者に対 療構造改革に 医療の確保に関する法律_ ので、昭和日のための特定は \mathcal{O} 人は Ļ 後期高齢 4 おける医療保険者の役割分担とし 40~74歳の加入者を対象とする、 健康診査及び特定保健指導の 57 (内臓脂 年 以 公来の改 者広 肪型肥 域連合が実施する健 により、 正となります。 満)に着目 平成20年4 日した生活習慣とする、メタボ 実施を義 康診 月 て、 から、 査

矢

配者の

矢

特定健 平 成 20 年 4 特定保健指導が始 月 か 5

まり d

す

制度開始までの流れを紹介します。 期高齢者医療制度」 平成20年4月から、 が始まります。 老人医療制度が廃止され、

歳 以上 の 人は 自動的 に

取り消しになると、 り消しを請求することができ、 歳以上の人は、障害認定の取 月から後期高齢者医療制度に どの資格を失い、平成20年4 健康保険 (国保) や健康保険な 期高齢者医療制度移行しない の被保険者のままとなり、後 加入することになります。 65歳)以上の人は自動的に国民 なお、一定の障害がある65 定の障害がある人は 国保など

保険証は1人に1枚交付

ことになります。

独自の保険証が1人に1枚交 加入者に発送する予定です。 付されます。平成20年3月に |期高齢者医療制度では、

後期高齢者医療制度では 員が保険料を納めます

> れます。 ます。原則として介護保険料計算された保険料を町に納め被保険者全員が、個人単位で 税は納めません。 保険者でなくなるため、 と同じく、 また、 年金から天引きさ 国保などの被 玉 保

ません 付は老人保健と変わ IJ

口負担をお願いします。医療費の1割または3 保険証を必ず窓口に提示して ている自己負担割合どおり、 ください。 は老人保健制度と変わりませ hį |療費の1割または3割の窓 後 り 期 高齢 医療機関にかかるときは 保険証に明記され 者医療 制 度 の給付

人ひとりの保険料額 は

より、 IJ から天引き (特別徴収)が始ま 4月以降にお知らせ ŧ り、平成20年4月分の年金後期高齢者医療制度開始に す。 該当者には、

制度の運営は広域 連

されました。 期高齢者医療広域連合」が設立 全市町村が加入した「鳥取県後 運営していくため、県内19の 市町村が協力して行います 鳥取県においてこの制度を

なり、 業務を行います。 種証明書の引渡しなどの窓口 申請・届出の受付や保険証・各 険料の徴収、 域連合が運営主体 (保険者) 後期高齢者医療制度は、 市町村は事務のうち、 、被保険者からのでは事務のうち、保営主体(保険者)と者医療制度は、広

後内容が変更されることもあります した資料などに基づいています。今おことわり...この広報は、国が示 のでご了承ください。

ほかほか教室

問合せ 話 72 0 3 4 役場健康福祉課(電

介護予防教室

9 7 (連合 (電話0858 鳥取県後期高齢者医療広域 32 1

年金の天引き対象に の保険料額を4月 にならな 以 降に

役場健康福祉

(電話72

4

とり

お知らせします。

平成20年7月に保険料額をお 振替で支払っていただくこと い人 (普通徴収) については、 納付書または口座

知らせし、

になります。

介護予防パンフレット でき

ました ・黒坂支所で無料配布中~ ~ 役場

まちでは、いつまでも元気に暮らすため、介護予防のポイントを まとめたパンフレットをつくりました。

ゴムバンドを使った筋力アップのための体操を中心に、健康維 持に役立つ一冊です。

パンフレットは、役場健康福祉課または役場黒坂支所で無料配 布しています。ぜひお役立てください。 問合せ



ゴムバンドを使った「セラバンド体操」を詳しく解説

貯めてお得 貯

筋

を 始

> X 1